

表 紙 含 : (4 枚)
仕 様 書 番 号 : MAN-45 号
作 成 年 月 日 : 令和5年11月30日
作 成 部 隊 名 : 立川駐屯地業務隊管理科

産 業 廃 棄 物 処 理
仕 様 書

保存期間：5 年（11. 3. 31まで保存）

件 名	産 業 廃 棄 物 処 理	図面番号	1 / 4
図面名称	表	縮 尺	

仕 様 書

1 件 名

産業廃棄物処理

2 場 所

東京都立川市緑町5番地 陸上自衛隊立川駐屯地

3 概 要

陸上自衛隊立川駐屯地内に保管されている建材（アスベスト含有廃石膏ボード）を駐屯地外に搬出し合法的に処分を行うものとする。

4 資 格

請負者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定に基づき、廃棄物等の搬出処理に関する都県知事の許可を有し、自ら確実に搬出・運搬のできる能力を有するとともに産業廃棄物処理に関する都道府県知事等の許可を受けた処理場にて適正確実に処理を行うことのできる事業者とする。

5 廃棄物品目、予定数量及び集積場所

- (1) アスベスト含有廃石膏ボード（天井材） 4袋（フレコンバック（1t用）入）
(約4,000kg)
- (2) 給水所内集積（別図による。）

6 駐屯地内作業要領等

- (1) 作業時間は、原則として平日0830～1630に実施するものとする。
- (2) 運搬車への積込は、請負者が実施するものとする。

7 諸法規の順守

請負者は、廃棄物等に関する諸法規及び労働基準法等の関係官署法規を遵守し、処理の適正及び作業の安全に万全を期するものとする。

8 作業管理

- (1) 請負者は、作業中に部隊及び第三者に損害等を与えた場合は請負者の責任において賠償するものとする。
- (2) 請負者は、収集・運搬にあたっては廃棄物の飛散及び流出がないように十分配慮し、悪臭、騒音及び振動によって生活環境の保全上支障がないように必要な措置を講ずるものとする。

件 名	産 業 廃 棄 物 処 理	図面番号	2 / 4
図面名称	仕 様 書	縮 尺	

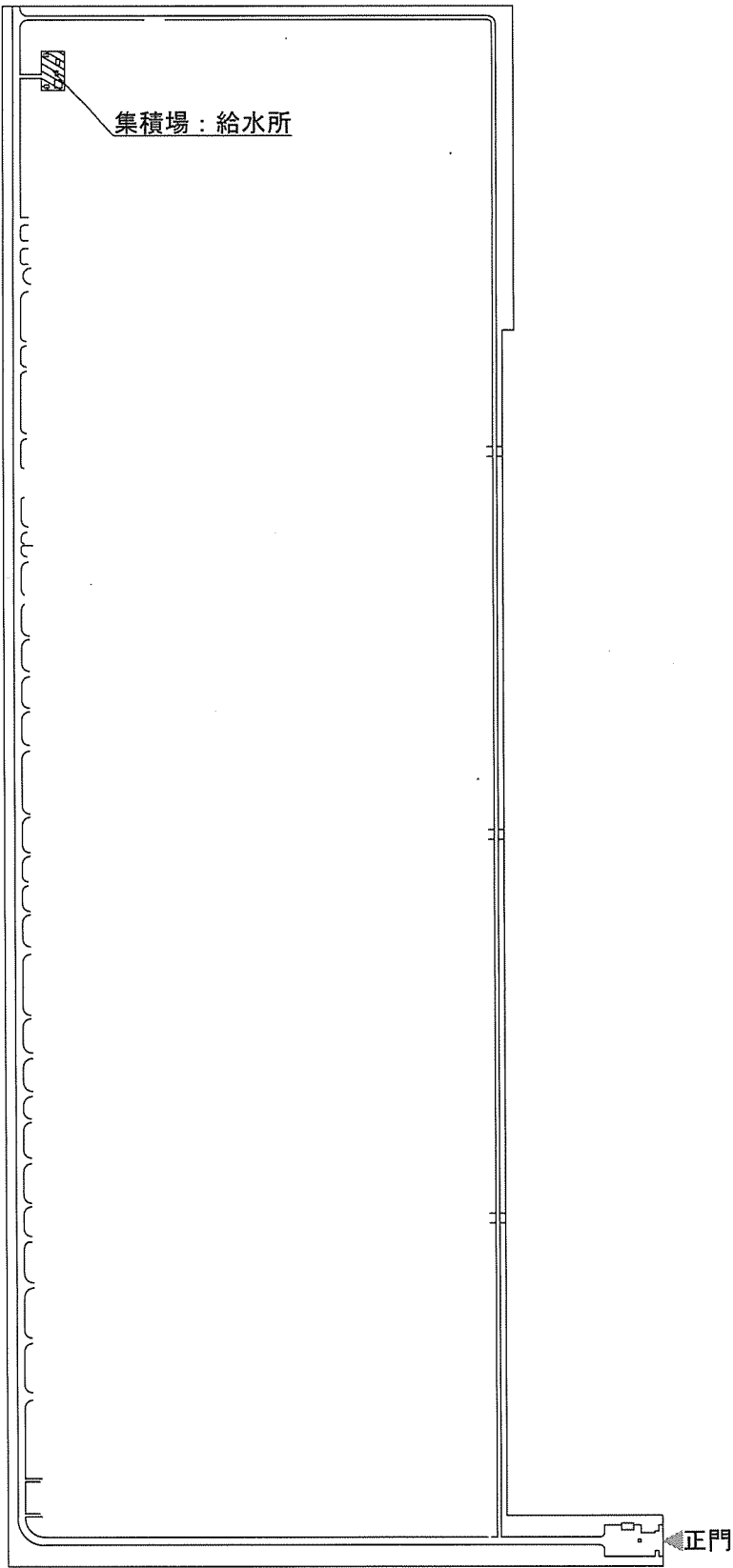
9 処理完了の確認

請負者は、本契約以外の廃棄物を混載させることなく産業廃棄物管理票（マニフェスト）（A・B・D・E票）を契約工期内に提出するものとする。また、処理量の確認ができる計量証明書等を併せて提出するものとする。なお、産業廃棄物管理票は請負者が準備するものとする。

10 その他

仕様書に定められていない事項が発生した場合は、その都度協議し官側の指示に従うものとする。

件 名	産 業 廃 棄 物 処 理	図面番号	3 / 4
図面名称	仕 様 書	縮 尺	



件 名	産 業 廃 棄 物 処 理	図面番号	4 / 4
図面名称	仕 様 書	縮 尺	